

杉並区及び青梅市の交流に関する協定

杉並区と青梅市は、古くは慶長11（1606）年江戸城修築の石灰を運ぶ道として開かれたと伝えられる青梅街道によってつながり、また、昭和24（1949）年には、荻窪・青梅間の都バスが運行されるなど、様々な縁がある。

このたび杉並区旧青梅寮の売買契約を契機に、これまでの歴史的な経過を踏まえ、杉並区及び青梅市の様々な地域資源をお互いに活用できるようにすることにより、住民の生活に潤いを与え、また、それらを通じてお互いの地域の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

- 1 杉並区と青梅市は、相互の地域理解を深めるため、本協定の趣旨・内容を広く周知し、それぞれが有する地域の観光資源等の紹介に努めるものとする。
- 2 杉並区と青梅市は、杉並区民及び青梅市民が相互に、本協定に賛同する施設や事業等において、利用料の割引や優先利用等ができるように努めるものとする。
- 3 杉並区と青梅市は、本協定を基点に、今後更なる交流の広がりをつくり出すための研究・検討を引き続き行う。
- 4 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間として、以後、6か月の猶予期間を置いて事前に失効の申出がない限り自動的に継続する。
- 5 本協定の目的を達成するための具体的事項等については、双方で協議する。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、署名の上、各自がその1通を保有する。

平成21年5月21日

杉並区長

山田 宏

青梅市長

竹内 俊夫